

京 都 大 学 国 際 戦 略 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 1 1 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>(部員)</p> <p>第 1 2 条 } (雑則) } (略) 第 1 3 条 } 第 1 4 条 }</p>	<p>第 1 1 条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>(国際戦略アドバイザーボード)</u></p> <p>第 1 2 条 本部に、次の各号に掲げる業務を行うため、<u>国際戦略アドバイザーボード (以下「アドバイザーボード」という。) を置く。</u></p> <p>(1) <u>国際戦略に係る施策の企画立案に対する助言及び提言</u></p> <p>(2) <u>国際化の推進に向けた本部の機能強化及び各局との連携強化のための助言及び提言</u></p> <p>2 <u>アドバイザーボードは、本学の教職員のうちから本部長が指名する委員で組織する。</u></p> <p>3 <u>前項の委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>第 2 項の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>アドバイザーボードは、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。</u></p> <p>(部員)</p> <p>第 1 3 条 } (雑則) } (同 左) 第 1 4 条 } 第 1 5 条 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>